証券コード　4381
2019年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区神田練塀町３番地
ビープラッツ株式会社
代表取締役社長　　藤田　健治

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　日　　時　　2019年６月25日（火曜日）午前10時
（受付開始時間は午前９時30分）

2.　場　　所　　東京都千代田区神田練塀町３番地
富士ソフト アキバプラザ　５階　レセプションホール
※開催場所が昨年と異なりますので末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

3.　目的事項

報告事項　　第13期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.bplats.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（自 2018年４月１日
至 2019年３月31日）

１．　会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行の継続的な金融政策等を背景に、好調な企業業績、雇用・所得環境の安定、株価上昇など緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社を取り巻く事業環境としては、シェアオフィスやカーシェア等に代表されるシェアリングエコノミー、レンタルサービス、会員制サービス等の様々な業界の「所有から利用へ」という新たなビジネスモデルが世界的に広く指向され、わが国においても「サブスクリプション（継続）」型ビジネスへの転換・事業創出のニーズが高まってきております。このような環境において、当社は創業以来「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念とし、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」をテーマに、サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」の開発・提供を一貫して行っております。サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広いため、今後も事業機会は増加していくものと想定しております。

この背景のもと、これまで当社は、経営資源の効率化と、伸長著しい業域のニーズを適切に汲み取ることを目的に、これまで「IoT」「クラウド」「通信」の３つの市場に特に注力してまいりました。当事業年度においてはこれら３つの市場に加え、各業界を代表する企業を中心に導入社数を伸長し、導入社数は前年同期比31.0％増となり、サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズが拡がり活発化してきていると思量しております。

当社は、いち早くこの市場トレンドを好機と捉え、顧客ごとに個別の要件にあわせたカスタマイズを前提とした旧製品「Bplats® Channel Edition」の新規販売を終了し、新製品「Bplats® Platform Edition」によるプラットフォーム型の製品戦略へとシフトし、新製品「Bplats® Platform Edition」の売上は前年同期比93.2％増の良好な進捗となりました。

また、新規導入による収益に加え、既存顧客の安定的な収益も積み上がり、ストック収益は前年同期比19.9％増と伸長しております。

一方、新領域の展開や案件規模の拡大による当社事業の成長を支えるため、組織体制強化のための人材採用等への投資、市場の潜在・顕在ニーズに対応するための製品開発への投資を積極的に実施してまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は635,266千円（前年同期比13.2％増）となり、営業利益は7,054千円（前年同期比84.9％減）、経常利益は4,799千円（前年同期比90.7％減）、当期純利益は8,527千円（前年同期比78.9％減）となりました。

（２）設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、278,710千円であります。当社製品「Bplats®」の機能強化と信頼性の更なる向上を目的とした設備投資であり、その主な内容はソフトウエア開発による投資269,207千円であります。

（３）資金調達の状況

当社は2018年４月４日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により総額202,400千円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により総額40,450千円の資金調達を行いました。その他の資金調達につきましては、金融機関からの借入による経常的な資金調達であります。

（４）対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

①　産業構造の変化とそれに対応する当社への期待貢献

当社を取り巻く環境としては、シェアオフィスやカーシェア等に代表されるシェアリングエコノミー、レンタルサービス、会員制サービス等の様々な業界の「所有から利用へ」という新たなビジネスモデルが世界的に広く指向され、「サブスクリプション（継続）」型ビジネスへの転換・事業創出のニーズが高まってきております。当社製品「Bplats®」はこれらのニーズに対応可能なプラットフォームとして稼働実績を有しておりますが、今後より多くのニーズと顧客事業規模の拡大に追従するため、機能の強化と信頼性の更なる向上のために製品開発に積極的な投資を行う必要性があることを対処すべき課題と認識しております。

②　拡大する市場に対する対応

サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広いため、今後も事業機会は増加していくものと想定しており、顕在するニーズのみならず、予測されるニーズにも適応しうる商品力の強化・稼働環境の堅牢化や安定化が必要であると認識しております。

③　データ流通に対する取り組み

クラウド上に蓄積されたビッグデータをどう流通しビジネスとしていくか、その管理や決済を含む仕組み作りのニーズが今後高まっていく経営環境となるものと当社は想定しております。既に当社製品「Bplats®」では、クラウドコンピューティングのみならず、その上で蓄積されたビッグデータの売買にも対応できる機能を備えておりますが、黎明期にあるこの市場のニーズは、実現手段としての機能のみならず、むしろ、無形のデータに対する値付けのルール等、より前段階のビジネス設計のための啓蒙的なニーズが非常に高いものと認識しております。当社は、これまで顧客と蓄積してきた先行的な知識をフィードバックし、これら新たな市場の拡大を加速する役割を期待されていることを対処すべき課題として捉えており、商品・サービスの価格決定スキーム等に示される「プライシングサイエンス」の研究概念を提唱し、各教育・学術機関と協力して取り組みを進める経営方針を有しております。

④　製品開発への積極的な投資

経営方針として、製品開発に対する積極的な投資による、製品の高付加価値化、新製品の開発を進めてまいります。当社事業の根幹となる製品開発に対する投資は、製品の高付加価値化をもたらし、より多くの顧客を獲得するとともに、製品単価の向上等、より良好な収益構造の構築を可能にするものであり、既に顕在化しているニーズに対応するのみならず、更なる当社業域の拡大を目指すものであります。

⑤　戦略提携を通じた拡販力の強化

成長における時間効率とダイナミズムを実現するため、戦略提携を強化しパートナー戦略（販売協力・OEM）を推進し、様々な顧客の新規事業ニーズを早期に汲んでいき販売力の強化を図ってまいります。

⑥　システム技術・インフラの強化

当社が提供するプラットフォームビジネスは、お客様の契約情報、課金情報等を一元的に管理する目的から、システムの安定的な稼働及びクラウドサービスやIoT等の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社ではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じ他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

⑦　海外市場への展開

当社は、国内のみならず、サブスクリプション市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早くプラットフォームを提供することが重要な課題であると考えております。現在、当社のプラットフォームを用いた日本国内企業の海外事業展開を実現させております。当社では、今後もより一層の事業拡大を実現させるべく、事業拡大に応じた内部体制の更なる強化、人員の確保及び育成を行い海外市場への更なる展開を行ってまいります。

⑧　優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社の企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

（５）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第10期 (2016年３月期)	第11期 (2017年３月期)	第12期 (2018年３月期)	第13期 (当事業年度) (2019年３月期)
売　　上　　高　（千円）	363,739	505,155	561,148	635,266
経常利益又は経常損失(△)(千円)	15,929	△29,215	51,764	4,799
当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	12,302	△30,653	40,469	8,527
１株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	6.50	△16.20	20.67	3.74
総　　資　　産　（千円）	294,134	348,066	476,745	791,820
純　　資　　産　（千円）	128,002	97,349	237,819	507,702

（注）　当社は、2017年11月30日付で普通株式１株につき20株、2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は当期純損失を記載しております。

（６）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（７）主要な事業内容

事　業　区　分	主　　要　　製　　品
サブスクリプション事業	Bplats® Platform Edition、Bplats® Channel Edition

（８）主要な営業所

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都千代田区神田練塀町３番地
ビープラッツ・ サブスクリプションセンター	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号 COMPASS小倉203

（９）従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
47名	６名増	33.8歳	2.84年

（注）　従業員数にはパートタイム従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借　入　先	借入残高(千円)
株式会社三井住友銀行	105,520
株式会社りそな銀行	50,000
株式会社みずほ銀行	21,115

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2018年４月４日に同取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

２．　会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

（１）　発行可能株式総数　　4,000,000株
（２）　発行済株式の総数　　1,151,280株
（３）　株　　主　　数　　989名
（４）　大　　株　　主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
東京センチュリー株式会社	250,000	21.71
藤田健治	134,000	11.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	80,100	6.95
篠崎　明	80,000	6.94
宮崎琢磨	80,000	6.94
株式会社ネットワールド	32,820	2.85
NORTHERN TRUST CO.（AVFC） RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	22,000	1.91
松井証券株式会社	21,700	1.88
日本証券金融株式会社	20,100	1.74
田村　健	18,000	1.56

（注）持株比率は自己株式（148株）を控除して計算しております。

３．　会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2012年12月26日	2014年６月25日
新株予約権の数		736個	814個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　14,720株（注）１	普通株式　16,280株（注）１
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　14,500円 （１株当たり 725円）（注）１	新株予約権１個当たり　14,500円 （１株当たり 725円）（注）１
権利行使期間		2014年12月29日から 2021年12月25日まで	2016年６月28日から 2024年６月24日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　501個 目的となる株式数　10,020株 保有者数　３人 （注）３	新株予約権の数　567個 目的となる株式数　11,340株 保有者数　３人 （注）３
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2016年３月23日	2017年３月15日
新株予約権の数		1,475個	420個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　29,500株（注）1	普通株式　8,400株（注）1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　17,000円 （１株当たり 850円）（注）1	新株予約権１個当たり　26,000円 （１株当たり 1,300円）（注）1
権利行使期間		2018年４月１日から 2026年３月22日まで	2019年３月18日から 2027年３月14日まで
行使の条件		（注）2	（注）2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　867個 目的となる株式数　17,340株 保有者数　３人 （注）3	新株予約権の数　50個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　１人 （注）3
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―人

（注）１．2017年10月12日開催の取締役会決議に基づき、2017年11月30日付で１株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。

② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して３カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします（ベスティング方式）。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、２年目は1/3、それ以降は全株数可能とします（ベスティングにて発生する端数は切り上げます。)。

④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

３．取締役のうち１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものとなります。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．　会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	藤　田　健　治	
取締役副社長	宮　崎　琢　磨	
取　　締　　役	花　輪　正　一	
取　　締　　役	斉　藤　純　一	
取　　締　　役	澤　田　　脩	ブレインセラーズ・ドットコム株式会社　取締役 本多通信工業株式会社　社外取締役 株式会社グルーブノーツ　取締役 株式会社スキャル　取締役
常勤監査役	西　村　義　典	
監　　査　　役	平　田　幸一郎	有限会社アドバンスワン　取締役社長 平田公認会計士事務所　所長 株式会社エンバイオ・ホールディングス　社外監査役
監　　査　　役	田　中　裕　幸	田中法律会計税務事務所　所長 株式会社ユーザーローカル　社外監査役

（注）１．2018年６月27日開催の第12回定時株主総会において、斉藤純一氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
２．2018年６月27日開催の第12回定時株主総会において、西村義典氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
３．取締役澤田脩氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
４．取締役澤田脩氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員であります。
５．監査役西村義典氏、平田幸一郎氏、田中裕幸氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
６．監査役平田幸一郎氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．監査役田中裕幸氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
８．当事業年度中に辞任した取締役及び監査役

氏　名	辞任日	退任事由	辞任時の地位及び重要な兼職の状況
篠　崎　　明	2018年12月31日	辞任により退任	取締役
斉　藤　純　一	2018年６月27日	当社取締役就任のため	常勤監査役

（２）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

（３）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　数	報酬の額
取　　締　　役 （う ち 社 外 取 締 役）	６名 （１名）	77,340千円 (2,100千円)
監　　査　　役 （う ち 社 外 監 査 役）	４名 （３名）	8,700千円 (6,900千円)
合　　計 （う ち 社 外 役 員）	10名 （４名）	86,040千円 (9,000千円)

（注）　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

（４）社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

ａ．取締役　澤田脩氏の兼務先であるブレインセラーズ・ドットコム株式会社、本多通信工業株式会社、株式会社グループノーツ及び株式会社スキャると当社との間には特別の関係はありません。

ｂ．監査役　平田幸一郎氏の兼務先である有限会社アドバンスワン、平田公認会計士事務所及び株式会社エンバイオ・ホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

ｃ．監査役　田中裕幸氏の兼務先である田中法律会計税務事務所及び株式会社ユーザーローカルと当社との間には特別の関係はありません。

②　当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	澤　田　　脩	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、他社での豊富な役員経験に基づく発言に加え、独立的な立場で監督、提言を行っております。
社外監査役	西　村　義　典	社外監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席し、他社での豊富な役員経験に基づく発言に加え、取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	平　田　幸一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	田　中　裕　幸	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

５．　会計監査人の状況

（１）名称

有限責任監査法人トーマツ

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．　業務の適正を確保するための体制

（１）業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、2019年４月度の取締役会にて決議された内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。当社の取締役及び従業員は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。

② 代表取締役社長が内部監査部長を内部監査責任者として指名し、内部監査を実施することにより、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。

③ 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を「文書管理規程」に定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、事業遂行に関わるリスクについて、リスクを識別し、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講ずる。

② 取締役及び使用人のリスク管理意識向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定時取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、必要に応じて経営会議を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。

5．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の業務の適正を確保する観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導及び支援を行う。

② 子会社の管理は、事業推進本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

③ 当社企業グループの健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

④ 当社企業グループにおける業務の適正の確保のため、監査役は子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。

② 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

③ 監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役及び部署長の指揮命令を受けないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。

② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

③　当社の取締役及び使用人は、会社の経営または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。
④　当社の定める内部通報制度において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を保障する。
⑤　子会社の取締役及び使用人は、子会社の経営または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、子会社の監査役への報告に加え、当社監査役への報告等、前項７-④と同様の対応を行うものとする。

８．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理本部長の判断のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、定期的に取締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
②　監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
③　監査役は、内部監査責任者及び内部監査担当者と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査責任者及び内部監査担当者に調査を求めることができる。
④　監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力排除マニュアル」に則り、取引等の一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

①　当社は、社内共有サーバにコンプライアンス規程等を保存して、役職員に対して周知を行い法令遵守意識の定着に努めております。

②　取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。

③　監査役は、取締役会及び経営会議の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役社長との間で意見交換を行っております。

④　監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

貸　借　対　照　表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流動資産	**419,405**	**流動負債**	**215,956**
現金及び預金	260,626	買掛金	21,455
売掛金	135,214	短期借入金	50,000
仕掛品	1,100	１年内返済予定の長期借入金	59,971
貯蔵品	75	未払金	36,887
前払費用	14,042	未払費用	25,317
その他	8,347	未払法人税等	7,246
固定資産	**372,414**	預り金	8,335
有形固定資産	**9,172**	前受収益	442
建物	4,193	資産除去債務	6,300
工具、器具及び備品	4,978	**固定負債**	**68,161**
無形固定資産	**338,666**	長期借入金	66,664
ソフトウエア	334,617	資産除去債務	1,497
ソフトウエア仮勘定	4,049	**負債合計**	**284,118**
投資その他の資産	**24,576**	（純　資　産　の　部）	
長期前払費用	559	**株主資本**	**507,702**
繰延税金資産	10,834	**資本金**	**483,632**
その他	13,181	**資本剰余金**	**353,632**
		資本準備金	**353,632**
		利益剰余金	**△328,253**
		その他利益剰余金	**△328,253**
		繰越利益剰余金	△328,253
		自己株式	△1,309
		純資産合計	**507,702**
資産合計	**791,820**	**負債・純資産合計**	**791,820**

損　益　計　算　書

（自 2018年４月１日
至 2019年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		635,266
売上原価		218,742
売上総利益		416,523
販売費及び一般管理費		409,469
営業利益		7,054
営業外収益		
受取利息	2	
講演料収入	88	
債務勘定整理益	260	
その他	8	359
営業外費用		
支払利息	771	
株式交付費	1,837	
その他	6	2,615
経常利益		4,799
税引前当期純利益		4,799
法人税、住民税及び事業税		8,313
法人税等調整額		△12,041
当期純利益		8,527

株主資本等変動計算書

（自 2018年４月１日
至 2019年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資　本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	352,300	222,300	222,300	△336,780	△336,780
当期変動額					
新株の発行	131,332	131,332	131,332		
当期純利益				8,527	8,527
自己株式の取得					
当期変動額合計	131,332	131,332	131,332	8,527	8,527
当期末残高	483,632	353,632	353,632	△328,253	△328,253

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	—	237,819	237,819
当期変動額			
新株の発行		262,665	262,665
当期純利益		8,527	8,527
自己株式の取得	△1,309	△1,309	△1,309
当期変動額合計	△1,309	269,883	269,883
当期末残高	△1,309	507,702	507,702

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法 （貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	先入先出法による原価法 （貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	３～５年

（２）　無形固定資産

①　自社利用ソフトウエア	社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法支出時の費用として処理しております。
②　市場販売目的ソフトウエア	見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

３．繰延資産の処理方法

株式交付費	支出時の費用として処理しております。

４．引当金の計上基準

（１）　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末は回収不能見込額が発生しなかったため、残高はありません。

（２） 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウエアに係る収益及び費用の計上基準

（１） 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

（２） その他の契約
工事完成基準

６．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計上の見積りの変更）

当社は、2019年１月に本社の移転を実施いたしました。これにより、移転に伴い利用不能となった有形固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、これにより移転前の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、見積額の変更を将来にわたり行っております。

これらの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ7,721千円減少しております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に変更しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	26,721千円

２．関係会社に対する金銭債権及び債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次の通りであります。

金銭債権	27,388千円
金銭債務	4,047千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	66,048千円
販売費及び一般管理費	6,925千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	1,009,480	141,800	—	1,151,280

（注）　普通株式の株式数の増加のうち100,000株は募集株式発行によるもの、22,500株は第三者割当増資によるもの、19,300株は新株予約権の権利行使に伴う新株の発行によるものであります。

２．当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	—	148	—	148

３．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

４．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　69,900株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	4,029千円
未払費用	599 〃
未払地代家賃	1,148 〃
未払事業税	1,463 〃
繰越欠損金	58,930 〃
資産除去債務	2,387 〃
減価償却超過額	16,541 〃
その他	245 〃
繰延税金資産小計	85,344千円
評価性引当額	△74,092 〃
繰延税金資産合計	11,252千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	417千円
繰延税金負債合計	417千円
繰延税金資産純額	10,834千円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）　金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は１年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

（３）　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の債務不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、当社管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程に基づき、年１回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

（４）　金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	260,626	260,626	―
（２）売掛金	135,214	135,214	―
資産計	395,840	395,840	―
（１）買掛金	21,455	21,455	―
（２）未払金	36,887	36,887	―
（３）未払法人税等	7,246	7,246	―
（４）短期借入金(※)	50,000	50,000	―
（５）長期借入金(※)	126,635	126,439	△195
負債計	242,224	242,028	△195

（※）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）　現金及び預金、（２）　売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）　買掛金、（２）　未払金、（３）　未払法人税等、（４）　短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（５）　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

（注２）　金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	260,626	―	―	―
売掛金	135,214	―	―	―
合計	395,840	―	―	―

（注３）　借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	59,971	33,336	33,328	—	—	—
合計	109,971	33,336	33,328	—	—	—

（関連当事者との取引に関する注記）

関係会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他関係会社	東京センチュリー株式会社	東京都千代田区	34,231,000	賃貸事業、割賦販売事業、営業貸付事業、その他の事業	（被所有）直接21.7	業務提携	当社システム導入及び利用（※１）	66,048	売掛金	23,829

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

※１　独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	220円52銭
１株当たり当期純利益	3円74銭

（注）　当社は、2019年4月1日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当り当期純利益を記載しております。

（重要な後発事象に関する注記）

株式分割

当社は、2019年３月１日開催の取締役会決議に基づき、2019年４月１日付で株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的とするものであります。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

2019年３月31日（日曜日）を基準日として、同日（実質的には2019年３月29日（金曜日））の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する普通株式１株につき、２株の割合をもって分割を行っております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,151,280株
今回の分割により増加する株式数	1,151,280株
株式分割後の発行済株式総数	2,302,560株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

（３）１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に関する注記に記載の通りであります。

３．その他

（１）資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

（２）新株予約権行使価格の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価格を2019年４月１日（月曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第１回新株予約権	725円	363円
第２回新株予約権	725円	363円
第３回新株予約権	850円	425円
第４回新株予約権	1,300円	650円
第５回新株予約権	2,500円	1,250円

子会社の設立

当社は、2019年３月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年４月１日付で以下の通り子会社を設立しております。

１．子会社設立の目的

当社は創業以来、サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®（ビープラッツ®)」の開発・提供を通じて、各産業において事業創出・事業転換の支援を行ってまいりました。しかしながら、サブスクリプションビジネスは、各産業において多くの可能性を秘めている一方、未だ勃興期といえるステージにあり、その社会的意義や経済効果、産業内での影響などについて、研究や調査が十分に及んでいない状況にあります。

こういった背景のなか、今般、当社は、株式会社サブスクリプション総合研究所を設立し、サブスクリプションビジネスについて中立的な立場で多面的に研究・著作・啓蒙活動をすすめてまいります。また、当社は、株式会社サブスクリプション総合研究所によってもたらされる成果が、わが国においてサブスクリプションビジネスへの理解・造詣を深め、各産業が事業創出・事業転換を進め発展してゆくことを祈念しております。

２．子会社の概要

(1)名称	株式会社サブスクリプション総合研究所
(2)所在地	東京都千代田区神田練塀町３番地
(3)代表者	代表取締役社長　宮崎　琢磨
(4)資本金	1,000万円
(5)事業内容	・サブスクリプションの啓蒙に関する研究、執筆、出版、講演 ・研究成果を活用した、サブスクリプション事業化の支援（コンサルティング） ・新たな事業シーズの発掘、試験的事業化
(6)設立年月日	2019年４月１日
(7)大株主及び持株比率	ビープラッツ株式会社　100%

合弁会社の設立

当社は、2019年５月17日開催の取締役会決議に基づき、株式会社光通信との間で2019年５月24日に合弁契約を締結し、2019年６月３日付で以下の通り合弁会社を設立しております。

１．合弁会社設立の目的

顧客中心のサブスクリプションエコノミーでは顧客が体験する価値、カスタマーサクセスが重要であり、継続的な顧客との関係を維持し、顧客からのフィードバックからサービスを改善し続け、継続的なサービスの利用によってLTV（ライフタイムバリュー）を最大化させることがビジネスの目標となります。当社と光通信は、そのカスタマーサクセスにフォーカスし、それを支える新規サービスを立ち上げ、両社の知見・ノウハウを活用しながら事業拡大を行っていくことを目的に合弁会社を設立することで合意いたしました。

２．合弁会社の概要

（1）名称	株式会社サブスコア
（2）所在地	東京都千代田区神田練塀町３番地
（3）代表者	代表取締役社長　沼田　至
（4）資本金	3,000万円
（5）事業内容	・顧客評価スコアリングサービスの開発、販売 ・SMSを活用した顧客自身による申込確定サービスの開発、販売
（6）設立年月日	2019年６月３日
（7）大株主及び持株比率	ビープラッツ株式会社　100％

３．その他重要な事項

合弁契約に基づき2019年6月21日に株式会社光通信に対し当社持分の49％の譲渡を予定しております。

（1）譲渡する株数　　1,470株

（2）譲渡価額　　1,470万円

（注）　貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

ビープラッツ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　塚　　亨　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　山　太　一　印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビープラッツ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘するべき事項は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月22日

ビープラッツ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　西　村　義　典　印
監　査　役（社外監査役）　平　田　幸一郎　印
監　査　役（社外監査役）　田　中　裕　幸　印

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、さらなる経営体制の強化を図るため、新任候補者３名を含む取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 重任	藤田（ふじた）　健治（けんじ） (1969年８月22日生)	1992年４月　三井物産株式会社入社 2002年７月　ライセンスオンライン株式会社設立 (当時三井物産株式会社100%子会社) 代表取締役社長 2006年11月　当社設立　代表取締役社長(現任) 2008年７月　TKSパートナーズ株式会社取締役(現任) 2019年４月　株式会社サブスクリプション総合研究所　取締役(現任) 2019年６月　株式会社サブスコア　取締役(予定)	134,000株
2 重任	宮崎（みやざき）　琢磨（たくま） (1972年８月３日生)	1998年４月　ソニー株式会社入社 2005年７月　ライセンスオンライン株式会社入社 2007年１月　当社取締役 2018年６月　当社取締役副社長(現任) 2019年４月　株式会社サブスクリプション総合研究所　代表取締役社長(現任)	80,000株
3 重任	花輪（はなわ）　正一（しょういち） (1978年１月７日生)	2000年４月　株式会社ツインテック入社 2002年８月　ライセンスオンライン株式会社入社 2008年７月　当社入社 2016年３月　当社執行役員 2017年６月　当社取締役(現任)	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	伊藤（いとう）　淳一（じゅんいち） （1963年12月14日生）	1987年４月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2013年７月　株式会社みずほ銀行　営業第二部　副部長 2016年４月　東京センチュリーリース株式会社（現東京センチュリー株式会社）オート事業第一部　部長 2018年４月　TCビジネスサービス株式会社　常務取締役 2018年７月　ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社管理本部　経理担当理事（現任）	—
5 重任	澤田（さわだ）　脩（おさむ） （1945年12月７日生）	1968年４月　三菱商事株式会社入社 2001年３月　ブレインセラーズ・ドットコム株式会社　取締役（現任） 2004年６月　ネットワンシステムズ株式会社　代表取締役社長 2008年６月　同社代表取締役会長 2012年６月　同社相談役 2015年６月　本多通信工業株式会社社外取締役（現任） 2016年１月　当社顧問 2017年５月　株式会社グルーブノーツ取締役（現任） 2017年６月　当社取締役（現任） 2017年９月　株式会社スキャル取締役（現任）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任	上山　亨（かみやま　とおる） (1977年10月11日生)	2000年４月　野村證券株式会社入社 2017年８月　カケルパートナーズ合同会社設立　代表社員(現任) 2017年11月　HEROZ株式会社取締役(監査等委員)(現任)	―
7 新任	成瀬　明弘（なるせ　あきひろ） (1963年１月13日生)	1985年４月　センチュリー・リーシング・システム株式会社(現東京センチュリー株式会社)　入社 2013年４月　同社執行役員　営業統括部長 2015年６月　同社取締役　執行役員　営業統括部長 2018年４月　同社取締役常務執行役員(現任) 2018年６月　株式会社TRY代表取締役社長(現任)	―

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者、伊藤淳一氏、上山亨氏、成瀬明弘氏は新任取締役候補者であります。
３．取締役候補者、澤田脩氏、上山亨氏、成瀬明弘氏は社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者として選任した理由は以下のとおりであります。
(1) 澤田脩氏は会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立的な立場で監督、提言をいただいており、社外取締役として今後も引き続き当社の取締役会の意思決定に際して適切な指導をいただけるものと判断いたしました。
(2) 上山亨氏は証券会社における勤務経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社事業及び経営の監督をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(3) 成瀬明弘氏は上場企業にて業務執行責任者としての豊富な経験と実績を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．澤田脩氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。
６．成瀬明弘氏は、特定関係事業者の業務執行者であります。
７．当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、澤田脩氏との間で当該契約を締結しております。澤田脩氏の再任をご承認いただいた場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者である上山亨氏、成瀬明弘氏の選任をご承認いただいた場合は、両氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
８．当社は澤田脩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、新任取締役候補者、上山亨氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、就任をご承認いただいた場合、当社は両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定です。
９．「所有する当社の株式数」については、2019年３月31日現在の所有株式数を記載しております。

第２号議案　取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年11月14日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）とご承認いただいており、2018年６月27日開催の第12回定時株主総会において上記報酬額とは別枠で年額200百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をいただいております。今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、その一環として取締役の報酬等の額については、現行の年額300百万円以内から年額200百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内）への改定を行うこととし、また、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、改定後の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本議案を株主の皆さまにご承認いただいた場合には、今後、取締役に対する新たなストック・オプションとして新株予約権の付与は行いません。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は７名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

■アキバプラザ 1階
フロアマップ

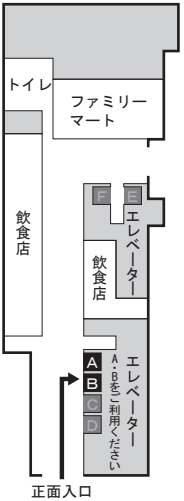

JR秋葉原駅中央改札口方面より
東京メトロ日比谷線秋葉原駅2番出口より
つくばエクスプレス秋葉原駅A3出口より

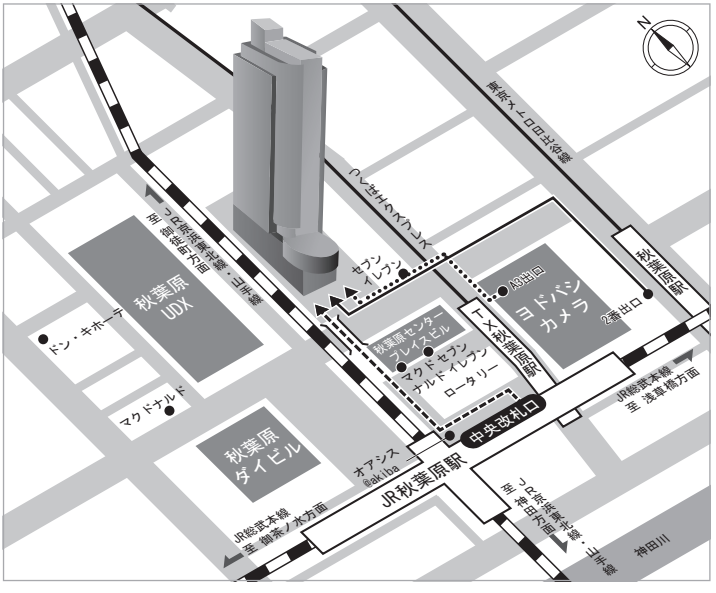

最寄駅		会場
ＪＲ秋葉原駅 （中央改札口）	徒歩2分	東京都千代田区神田練塀町３番地 富士ソフト アキバプラザ ５階 レセプションホール
つくばエクスプレス秋葉原駅 （A3出口）	徒歩2分	※ 会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
東京メトロ日比谷線秋葉原駅 （2番出口）	徒歩3分	